

令和 5 年度以降の保育施設利用調整基準表の変更について

令和 5 年度以降の保育施設利用調整基準表について、下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

1. 自己都合による入所辞退時の減算 (令和 5 年 6 月入所から適用)

入所選考の結果、利用承諾となった施設を自己都合により辞退した場合の減算を追加。

現行

減算	児童の保育を期待できる 60 歳未満の同居親族がいる	▲2
	就労内定中の場合（派遣会社の登録を含む）（1 人につき）	▲1
	保育料を理由なく過去 3 ヶ月以上滞納している	▲10
	保育料の滞納が 6 ヶ月以上あり、誠意が見られないとき	▲40

変更後

減算	児童の保育を期待できる 60 歳未満の同居親族がいる	▲2
	就労内定中の場合（派遣会社の登録を含む）（1 人につき）	▲1
	保育料を理由なく過去 3 ヶ月以上滞納している	▲10
	自己都合による入所辞退	▲10
	保育料の滞納が 6 ヶ月以上あり、誠意が見られないとき	▲40